

「防府市人権推進指針（案）」に対するパブリックコメントの実施結果について

「防府市人権推進指針（案）」に対するパブリックコメントを実施した結果（提出していただいたご意見とそれに対する市の考え方）がまとまりましたので、次のとおり公表します。貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

1 意見の募集期間

令和8年2月2日（月曜日）～令和8年3月3日（火曜日）

2 意見の提出状況

提出者数 1人

意見の数 3件

3 意見への対応区分

A：意見を受けて加筆・修正をしたもの	0件
B：施策、事業実施に当たって考慮すべき事柄として参考とするもの	0件
C：すでに記載済み又は対応済みのもの	0件
D：意見を反映することが困難なもの	3件
E：その他	0件

4 意見に対する市の考え方

No.	意見	市の考え方	対応区分
1、2	防府市人権推進指針は、1 指針策定の背景、2 指針策定にあたって、3 指針の基本理念・キーワード、4 施策の推進、5 推進体制とすること。 人権問題は、分野ごとに歴史的な背景が異なり、その時々的情勢により解決・解消しうるものであるため、本編資料の「分野別施策の推進」については、別冊資料としてもらいたい。	「分野別施策の推進」を本編資料とすることで、市民の皆様が分野ごとの人権問題の状況を把握しやすくなるものと考えますので、原案のままとします。	D
3	防府市において、同和問題が基本的に解決し、部落差別も解消していることから、「分野別施策の推進」から部落差別（同和問題）を削除されるよう要請します。	部落差別解消推進法に基づき、国や県と連携して施策を推進していく必要があることから、原案のままとします。	D